



ありがとう100年!

松田町は、平成21年4月1日に町制施行100年を迎えます。

被害にあわないための防犯対策

ご対策のヒント

日ごろから気をつけましょう!

■家族の連絡先を知っていますか?
一緒に暮らしている家族、離れて暮らしている家族、電話の内容が事実であるかは、自分で家族に連絡して確認する必要があります。

電話を受けてしまったら

■動揺しない、慌てないことが大切です。
動揺しているときには、普段とは違う行動をとってしまうことがあります。電話を切ったあと、すぐに事実を確認できる気持ちでいきましょう。

■「詐欺かもしれない!」という認識をもってみてください。

■警察が示談の仲介をしたり、弁護士や保険会社が事故直後に示談金の振込みを勧めることはありません。

■すぐにお金を振り込むことはやめましょう。
お金を振り込む前に、自分の家族や親戚など自分が信頼している方、または警察や役場に相談してください。

■脅迫のような言動を受けることもあります、毅然とした態度で接し、すぐに警察に連絡してください。

■不審に思うことや心配に思うことがあれば、すぐに警察に連絡してください。



振り込み詐欺防止のためのキャンペーンを行う松田警察署員

振り込み詐欺とは

新聞やテレビなどのメディアを騒がせている振り込み詐欺、対策は十分にできていますか。自分は大丈夫、でも家族が心配...など不安を感じる方もいるのではないのでしょうか。一度、家族で話し合ってみて、コミュニケーションを親密しておくことは大切なことです。

電話やはがきなどで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する犯罪です。

振り込み詐欺の一つには「オレオレ詐欺」があります。「おれだよ、おれ。」といきなり電話がかかり、電話に出た者が「○○ちゃん?」と(家族だと思い)問い直すと、「そう、○○。実は事故にあっちゃってお金が必要になった。すぐにお金を振り込んで」と指定した金融機関の口座などに現金を振り込ませる犯罪です。これは主に金融機関が営業している昼間に発生しやすく、子どもや孫になり

すまし、高齢者が対象として狙われる場合が多いようです。そのほかにも、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」などがあり、電話だけでなくはがきなどを用いることがあります。
犯罪の手口も多様化しています。ATM(現金自動預け払い機)などでお金を振り込ませようとする
家族が困っているから、お金を振り込まなければいけない、でも電話をかけているのは本当に家族ですか?安易に振り込んではいけません。



振り込み詐欺にご用心

10月は「振り込み詐欺取り締まり強化月間」

大切な家族を守りあう

振り込み詐欺にあわないためには、電話などを受けた方が用心することが一番大事なこととして、家族の連絡先をわかるようにしておく、家で一人のときにも不審な電話がかかってきた場合などでも連絡をとれるようにしましょう。
また、普段から合言葉などを決めておく、本人であると確認することも効果的です。だまそうと電話をかけてくる相手は、「電話番号が変わった」「お金をすぐに振り込まないと問題が解決しない」

などさまざまな言葉を巧みに使います。事実でないことも「そうかもしれない」と思わせ、振り込ませようとするわけです。気づいたら、ATMなどの前にいるかもしれません。
でも「これは振り込み詐欺かもしれない」と疑ってみて、必ず家族や警察などに相談してください。一人では行動しないことも大切なことです。

【問合せ】松田警察署

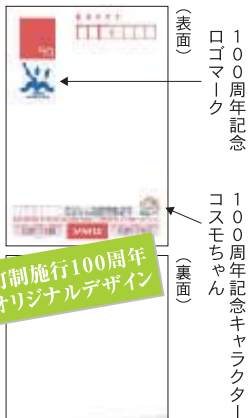
環境経済課産業観光係
☎0110
☎1228

町制100周年オリジナル年賀はがきを販売します!

松田町は、平成21年4月に町制施行100周年を迎えます。おしらせ号9月15日号でも紹介しましたが、現在、オリジナル年賀はがきを印刷し、販売を予定しています。購入を希望される方は、企画財政課までご連絡をお願いします。

価格 1枚 50円
販売予定枚数 20,000枚
申込締切日 10月7日(火)

【問合せ】企画財政課企画係
☎1222



《早咲き桜と富士山》
桜、菜の花、富士山が色鮮やかに映える美しい写真

